

(24) 法規上の注意

圧力調整器を、次のような設備に使用する場合、出入口の継手部はテーパーネジによる接合が禁止されています。溶接構造又はメタルガスケットシールのものを使用してください。また、圧力調整器の使用材料が適合しない場合がありますので、当社または当社サービス店にご確認ください。

①毒性ガス、高圧ガス製造、販売、貯蔵等の設備に使用する場合
②特殊高圧ガス（モノシリラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン、シジラン）の消費設備に使用する場合。

5. 取り付け

▲警告

※直接容器又は高圧ガス配管には取り付けないでください。
※圧力調整は、必ず、圧力調整器で行い、バルブで調整しないでください。
※圧力調整器に衝撃を与えないように、大切に扱ってください。
※配管、継手のネジが変形して、圧力調整器が取り付けにくい時は、無理に取り付けないでください無理な取り付けは、配管、継手及び圧力調整器のネジを傷つけ重大な人身事故が起こります。
※油及びグリスを使用しないでください。使用すると爆発、着火や火災の危険性があります。
また、圧力調整ハンドルネジ部のグリスは、酸素ガスに反応し着火や火災の危険があるので、ガスの接する部分や手、衣類等に付いた状態で機器を使用しないでください。
※圧力調整器と継手及び配管の接続は、ガス洩れのないように確実に締め付けてください。
※不活性ガス（高純度N₂ガス等）によるバージを充分行ってください。
腐食性ガスは、圧力調整器内部の水分、酸素と反応して腐食が急速に進行する性質のものがあります。

操作は必ず次の手順に従って行ってください。

- 手順に従わない場合は重大な人身事故が起こることがあります。
- 圧力調整器を取り付ける前に、取付け部、配管内の異物を除去してください。除去されないと取り付けされると、圧力調整器の弁部が故障し「出流れ」（後記）発生の原因になります。
 - 取付け部にパッキンが必要な場合は、取付け部のパッキンが正常であることを確認してください。パッキンが損傷している場合は、新品と交換してください。
 - モンキーレンチまたはスパナを用いて、取付ナット又は取付ネジを締め付けてください。
 - 圧力調整器の圧力調整ハンドルを左に回し、負荷のかかっていない状態（フリーの状態）にしてください。

6. 圧力の調整方法

▲警告

※バルブを急激に開けると発火事故につながる危険があります。
※圧力調整ハンドルが、ゆるんでいる状態であることを確認してください。圧力調整ハンドルがゆるんでいる状態でないと、一次側バルブを開いた時に、圧力調整器に過大な圧力がかかり、重大な人身事故が起こる危険があります。
※バルブを開くとき、体は圧力調整器に対して斜め前に位置し、圧力計の正面には絶対に立たないでください。
※容器の開閉は専用の容器開閉ハンドルを使用してください。
※容器開閉ハンドルは容器に取り付けたままにしておき、緊急の場合、すぐに閉じることが出来るようにしておいてください。
※各バルブ、圧力調整ハンドル等の操作は急激に行わないでください。また、バルブを開ける場合は、その開けようとするとバルブの下流側のバルブが閉じていることを確認し、上流側より順次ガスを供給するようにしてください。
※圧力調整ハンドルがゆるんでいる状態であるにもかかわらず、二次側圧力計の指針が上がっていく場合があります。これは出流れという非常に危険な故障です。ただちに、容器バルブを閉じ、圧力調整器内のガスを放出し、圧力調整器を取り外し、速やかに当社または当社サービス店にご連絡ください。
※出口側にガスが入った状態で入口のガスを放出しないでください。出口側のガスが逆流し、出流れが発生する原因になります。

- 圧力調整器、継手、配管等が確実に接続されているかを確認してください。
- 一次側、二次側バルブ等が閉じられているか確認してください。
- 不活性ガス（高純度N₂ガス等）によるバージを充分行ってください。
- 圧力調整器内部が十分にバージ、真空引きができましたら圧力調整ハンドルを、左に回しゆるんでいる状態（圧力調整ハンドルを、左右に回すと空回りする状態）であるか確認してください。（設定式を除く）

- 一次側バルブをゆっくり開き、一次側圧力計の指針が止まるのを確認します。その後各バルブを全開にしてください。アセチレン容器の開度は、1.5回転以内とする。開度が多いと、アセトン、DMF（ジメチルフルオルムアミド）等の溶剤が流出します。
- 一次側バルブを開いた後、二次側のバルブが閉止状態の時に、二次側圧力計の指針が上がらない、又は安全弁よりガスが洩れないことで当製品が出流れを起こしていないか確認してください。
- 圧力調整器の圧力調整ハンドルを右に回してゆくと、二次側圧力計の指針が上がっていきます。ご希望の圧力の位置に指針が止まるように圧力調整ハンドルを少しずつ回してください。（設定式を除く）

7. 洗れチェック

▲警告

※各機器をガス洗れ状態のまま使用しますと、重大な人身事故が起こることがあります。特に、圧力調整器のカバー、圧力計等ねじ込み部及び安全弁からの洩れが発見されたら、ただちに使用を中止し、すみやかに当社または当社サービス店にご連絡ください。
※安全弁のセット圧力は変えないでください。安全弁は、出流れその他で出口圧力が異常に上昇した場合、作動します。出荷時にセットされた値を変えると、重大な人身事故につながります。

- 出口弁を閉じ、圧力調整器の一次側より不活性ガス（高純度N₂ガス等）を入れてください。この時、実ガスでは絶対に行わないでください。
- 圧力調整ハンドルを右に回して二次側圧力を使用圧力に調整した後、圧力調整ハンドルをゆるんでいる状態にしてください。
- 圧力調整器及び各接続部に検知液（ヌーブ等）を塗布し、洩れがないことを確認してください。
- 容器弁を閉じて2~5分待ってください。
- もし一次側圧力計の針が下がったら、一次側でガスが洩れています。
例：容器弁との接続箇所、入口継手、一次側圧力計の所
- もし二次側圧力計の針が下がったら、二次側でガスが洩れています。
例：継手、二次側圧力計の所
- もし一次側圧力計の針が下がり、同時に二次側圧力計の針が上がった場合、圧力調整器の弁部でガスが洩れています。（出流れ）
- 洩れが発見されたら、ガスを抜いた状態で締付部の増し締め等を行い、再度洩れのないことを確認してから使用してください。

又、修理が必要な場合は、当社または当社サービス店にご連絡ください。

- 洩れチェックが完了すれば、入口弁を開け圧力セッティングをして作業を開始してください。
- 使用中、休憩その他のためにガスの使用を一時中止するときは、装置等のバルブだけでなく、容器のバルブも閉じてください。

8. 作業終了

- 各バルブを閉じてください。
- 出口弁を開き、圧力計の指針が0になるまで安全な方法でガスを放出してください。毒性ガス、可燃性ガスの場合は、除外装置で処理をしてください。
- すべてのバルブは閉じてください。
- 圧力調整ハンドルを左に軽くなるまで回して、ゆるんだ状態にしてください。
- 各バルブが完全に閉まっていることを確認するため、2~3分後圧力計をチェックしてください。
- チェック終了後、使用ガスが調整器内部に残らないよう、不活性ガス（高純度N₂ガス等）によるバージや真空引きを十分に行ってください。

9. 保管

- 長期間、使用しない場合は、不活性ガス（高純度N₂ガス等）により圧力調整器内部を置換し容器から外して保管してください。
- 保管中は、圧力調整器を不活性ガス雰囲気のポリエチレン袋等に入れ密閉保管してください。圧力調整器内部に大気中の水分等を接触させないようにしてください。

- 圧力調整器、継手、配管等が確実に接続されているかを確認してください。
- 一次側、二次側バルブ等が閉じられているか確認してください。
- 不活性ガス（高純度N₂ガス等）によるバージを充分行ってください。
- 圧力調整器内部が十分にバージ、真空引きができましたら圧力調整ハンドルを、左に回しゆるんでいる状態（圧力調整ハンドルを、左右に回すと空回りする状態）であるか確認してください。（設定式を除く）

10. 保守点検

▲注意

安全および性能維持のため、保守点検は必ず行ってください。
保守点検を怠りますと重大な人身事故が起こることがあります。

- 自主点検
1) 日常点検
原則として、以下の項目について一日一回始業時に必ず行ってください。
①外観検査
②外部漏れ 『7. 洗れチェック』
③出流れ（弁リーク） 『7. 洗れチェック』

2) 定期点検

当製品はダイアフラム、O-リング等のゴム製品が使用されています。
ゴム製品は長い間には劣化が起こります。作業環境、作業頻度に応じて、1年を目安に以下の項目について必ず行ってください。

- 定期点検は、日常点検の項目に加え、次の点検を行ってください。
- 使用圧力範囲の確認
圧力調整ハンドルを右方向へ回し、最高使用圧力までの設定が正常に行えるか確認してください。また、最高使用圧力以下で逃げ弁が作動し、漏れがないかを確認してください。
 - 一次側圧力の低下有無の確認
使用状態でガスを流し、一次側圧力計が低下しないか確認してください。
圧力の低下がある場合、入口側のフィルタの詰まりの可能性があります。
 - 圧力調整ハンドルの操作性が重くなったとき、または、定期的にグリース状の潤滑剤をネジ部に塗布してください。使用頻度が激しい場合はネジ部が磨耗し操作不能となることがあります。その場合は、圧力調整ハンドルの交換及び当製品の修理が必要となっております。

- メーカー一点検
製造年月から7年を超えるものは、必ずメーカーの点検または交換をお願いいたします。未使用で長期保管されていたものについても同様にお願いいたします。

11. 修 理

▲ 危険

※下記の故障が確認された場合や、本取扱説明書に記載されていない現象が発生した場合ならびに、ご不明な点がある場合は、ただちに、当社または当社販売サービス店にご連絡ください。

※機器は使用者が分解修理、改造等を行うと重大な人身事故発生の原因になりますので絶対しないようお願いいたします。

※修理をご依頼される時は、不活性ガス（高純度N₂ガス等）でのバージ・真空排気等で危険なガスができるだけ残さないようにしてから機器を取り外しポリエチレン袋等に入れて修理をご依頼ください。

- 出流れ。（安全弁が作動する。）
- 入口圧力が供給されているにもかかわらず、一次側および二次側圧力計の指針が上がらない。
- 圧力調整ができない。
- ガスを流すと「キーン」という音がする。
- 圧力調整器からガスが洩れる。
- 配管上の安全弁が作動する。
- ガスが流れない。

※修理をご依頼の際には、次の事項についてお知らせください。
この事項は、修理を安全かつ迅速に行うため、および原因追及のため必要になりますのでご協力ください。

- 型式
- 機器番号（通常本体入口の下側に刻印されています。）
- 使用ガス：ガス名
ガスの性質（毒性・可燃性・腐食性・それ以外）
(混合ガスの場合、ガスの成分および比率をお知らせください。)
- 使用圧力：一次側圧力(MPa)・二次側圧力(MPa)
- 流量：L/min(標準状態)・m³/h(標準状態)
- 使用期間：何年・何ヶ月・何日・未使用
- 使用用途および使用状況
修理品受け渡しの際、毒性ガスの場合、不活性ガスにて置換されているか。
- 故障内容：(例として、修理①～⑦の事項)
その他、使用時の操作手順および一次側・二次側の圧力計の状態等
また、「おかしい？」と思われた点をお知らせください。

■保証

保証期間

製造から24ヶ月以内に不具合が生じた場合、無償にて修理交換いたします。
但し、腐食性ガス用機器は6ヶ月保証になります。
但し、下記事項での保証については、ご容赦ください。

- ユーザー様の不注意または、不法行為により不具合となった場合。
- ヤマト産業樹製でない部品を使って修理した場合。
- 作業時に用いた材料・ガス等に欠陥があった場合。

① お取扱店さま

仙台 Tel (022) 388-6466
東京 Tel (03) 6372-1687
つくば Tel (029) 823-0071
上尾 Tel (048) 720-5679
名古屋 Tel (052) 331-4147
大阪 Tel (06) 6751-5101
広島 Tel (082) 823-8205
小倉 Tel (093) 533-8910